

担当先生御机下

2018年12月より、品川区立の保育園では、今まで「登園許可書」の提出を義務付けられていた疾患に関して「登園届」への変更が奨励されるようになりましたが、下記の疾患に関しては感染力も強く、また感染した場合には重篤な症状を呈することもあるため、当園では今まで通り「登園許可書」の提出を保護者様にお願いしておりますので、お手数ですが「登園許可書」の記載をお願いいたします。ご理解のほどよろしくお願ひします。

## 登 園 許 可 書

園 名 とうかいどう・とごしの杜 保育園

園児氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日生

病 名

集団生活にさしつかえありませんので、登園を許可します。

西暦 年 月 日

医師

印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染力のある期間に考慮し、子どもの健康回復状態が、集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できますよう、ご協力をお願いします。

### 【 医師による登園許可書が必要な感染症 】

| 感染症名                                | 感染しやすい期間                             | 登園のめやす   |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 新型コロナウイルス感染症<br>(COVID-19)          | 発症2日前から発症後5日間                        | 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまで                         |
| インフルエンザ                             | 症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過したもの                                 |
| 麻疹<br>(はしか)                         | 発症前1日から発疹出現後の4日後まで                   | 解熱した後3日を経過したもの   |
| 水痘<br>(水ぼうそう)                       | 発疹出現1～2日前から痂皮ができるまで                  | すべての発疹が痂皮化したもの   |
| 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                 | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日まで                    | 耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
| 風しん                                 | 発疹出現の前7日から後7日間程度                     | 発疹が消失したもの  |
| 咽頭結膜熱<br>(プール熱)                     | 発熱・充血等の症状が出現した数日間                    | 主な症状が消失して2日経過したもの  |
| 百日咳                                 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失したもの、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了したもの                      |
| 流行性角結膜炎                             | 充血・目やに等の症状が出現している数日間                 | 感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失したもの                                 |
| 腸管出血性<br>大腸菌感染症<br>(O157、O26、O111等) |                                      | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より